

報道発表資料の配布日時 令和3年6月1日（火）14時00分

発表項目 (行事名)	緊急事態措置協力支援金の支給について
概 要	<p>緊急事態宣言に伴う北海道の要請に協力し、5月16日（日）～5月31日（月）の期間において、店舗の休業や営業時間短縮、酒類提供の停止等とともに感染防止に取り組んだ事業者に対し支援金を支給します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 対象施設 北広島市内の飲食店、カラオケ店、結婚式場等2. 要請期間 令和3年5月16日（日）～5月31日（月） ※遅くとも5月18日（火）から協力していること。 ※6月1日からの延長期間への対応は、決まり次第お知らせします。3. 要請内容 (1) 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業 (2) 上記以外の飲食店等は営業時間を短縮（営業時間5時～20時） (3) 感染防止対策の実施、「業種別ガイドライン」の遵守 (4) 結婚式場は飲食店等と同様。また、短時間・少人数での開催。4. 支援金額 ○中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗ごとに4～10万円/日 または、1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗ごとに最大20万円/日 ○大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗ごとに最大20万円/日5. 申請方法 令和3年8月31日（消印有効）までに申請書等必要書類を作成の上、郵送（〒061-1192（住所不要）北広島市経済部商工業振興課あて） <p>※制度詳細や必要書類などは北広島市ホームページをご覧ください。 ※この支援金は、第2回定例会で可決された場合に実施します。</p>
参 考	北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/



報道（取材） に当たって のお願い	
担 当 （連絡先）	北広島市経済部商工業振興課（担当者：林） TEL：011-372-3311（内線4611）